

「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」に対する意見

経営法友会

「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。今後成案となって運用されるものは、「ガイドライン」という）について、企業法務の実務の観点から、運用上問題となる点や今後明確にされたい点を中心に、以下で具体的に述べる。

規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業が人権尊重の取組に最大限努めることができるよう、実務のために現実的に参考となる内容とされたい（ガイドライン（案）1.3 参照）。

なお、経済産業省はじめ日本政府に対しては、以下のこともあわせてお願いしたい。

① アジア諸国をはじめとする途上国に対する経済協力における重要な前提や要素として、人権・環境問題を取り扱ったり、輸出国における人権尊重への取組の結果として日本国内に波及しうる影響について国民の理解を求めたりするなど、必要に応じて関係省庁で連携しつつ、いっそう積極的に支援いただきたい。

バリューチェーンにおいて強い購買力を持つ企業でない限り、途上国のサプライヤーとの間で、強い緊張関係や取引交渉上の悪影響をもたらすことの方が圧倒的に多く、他方では、マレーシア等、国家による特定業種への指導により現地企業の取組が大きく改善している例もあるためである。

② 外国から輸入される経済安全保障上の戦略物資（特定重要物資）に関し、外国サプライヤーに深刻な人権問題があるという場合には、より強いリーダーシップをもって支援いただきたい。

わが国におけるサプライチェーンの強靱化に資する取引の場合には、特定の企業のみリスクや対応を押し付けるのは不適切であるためである。

【該当箇所】

1.1 本ガイドライン策定の経緯・目的等

【意見①】

脚注で言及されているとおり、すでに OECD ガイドラインをはじめ、日本政府でも複数の省で調査、研究結果が公表されていることから、そうした先行研究、文書とガイドラインとの関係、位置づけを示すべきである。

【理由】

どれに依拠して実務を進めるべきか不明確となるためである。

【意見②】

経済産業省が今後示すとされている「人権尊重の取組の内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料」は、企業実務に事実上の強制や誘導的示唆を与えるようなものではなく、人権尊重の取組の参考となる「現実的な具体例」として、国内外の各種事案における具体的取組を多く紹介しながら、ある一定の局面における、検討のプロセス、判断の基礎となる要素、それらの要素のうち重点を置くべきもの、被害への対応の手法（時期や程度）等に関する分析的情報を提供されたい。

とくに、人権への負の影響の特定・評価の前提となる関連情報収集（ガイドライン（案）4.1.2.3）、負の影響の防止・軽減措置（ガイドライン（案）4.2.1.2）、これらの効果的対応の評価（ガイドライン（案）4.3.1）等、人権 DD に用いられる調査質問票やインタビュー項目、評価基準や評価フォーマット等については、現実的に全ての企業が対応しうるフォーマットや項目の例示を求めたい。

【理由】

ガイドラインのみならず、上記資料は、日本で事業活動を行う全ての企業が人権尊重の取組に最大限努めることができるようにするための一定の重要な指標となるが、上記資料は多方面からの知見と意見をもって検討されるガイドラインと比べると、より少なく公開的でない検討プロセスを通じて作成されると思われ、また、それが（理想的な内容であっても）現実に過剰ともみられる実務負担を誘導することで、経済を停滞させる一因となるような事態を憂慮するためである。

また、人権 DD に用いられる調査質問票等については、現状、各企業、評価機関、コンサルタント等が多数のバリエーションのツールを用いており、調査を受ける側に過度な負担とならないよう留意する必要がある、調査、回答、評価に時間をかけすぎていると、人権に対する負の影響が拡大し、本末転倒となるおそれがあるためである。

【該当箇所】

2.1.2.2 「負の影響」の範囲

【意見】

どのような場合に「負の影響」が生じるのかを明確にすべきである。

たとえば、「directly linked」の貸付の事例（ガイドライン（案）8頁）では、貸付を受けた「企業が自社との合意に反し、地域住民を強制的に立ち退かせる場合」が、自社が人権への「負の影響」に直接関連する場合として掲げられているが、「自社との合意に違反し」という部分が、「負の影響」の前提なのかどうか分かりづらいなど、事例として掲げる場合も、どこが「負の影響」が生じる要件なのかを明確にし、誤解を与える例示は避けるべきである。

また、「Directly linked」の定義は OECD のガイドラインの方が詳しく、もし範囲が同じなのであれば、これに合わせる形でより具体的に記載してもよいのではないかと（OECD のガイドラインでは直接の契約関係を問わない旨明記しており、児童労働の具体例もより丁寧に記載されている）。

【理由】

企業活動において、人権に「負の影響」を与えてはならないことは当然であるが、どのような場合に「負の影響」が生じるかが明確でないと、「負の影響」という言葉だけが独り歩きし、企業活動が委縮するおそれがあるためである。

【該当箇所】

2.2.5 各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である

Q&A4.

【意見】

Q&A4.において、「より人的・経済的リソースのある企業が、他の企業による人権尊重の取組のためのコストを負担する」との例示は、削除すべきである。

本来的には、自社で人権問題を引き起こしている企業が主体的に解決に取り組もうとすることが重要であり、そうした負の影響により近い当事者による取組とその十分な説明を前提として、サプライチェーン上の他の当事者においても真に必要で合理的な範囲・方法による支援のあり方を検討する、というアプローチと記載にとどめるべきである。

【理由】

当然にそうあるべきとの誤解を生じさせるのみならず、取引上の対価を事実上再調整する効果を持つことから、結果的に自由主義の思想や契約自由の原則が侵されるおそれもあり、必ずしも適切とはいえないためである。

【該当箇所】

4.1.2.4 紛争等の影響を受ける地域における考慮

【意見①】

脚注 53 では、「企業は、どのような場所で事業を行うにしても、重大な人権侵害を引き起こす又は助長することのリスクを法令遵守の問題として扱うべきであり」とあるが、削除すべきである。

【理由】

人権侵害を引き起こさない、または助長しないためには、法令のように、遵守すべき明確なルールがあるだけでなく、法令遵守と人権尊重は性質が異なると考えられるためである。

また、たとえば、ガイドライン（案）1.2 においては、人権尊重の取組は、「経営リスクの抑制」や「企業価値の向上」という視点で記載されており、2.1.2.1 においては、「法令遵守と人権尊重責任とは、必ずしも同一ではない」との記載もあり、「重大な人権侵害を引き起こす又は助長することのリスクを法令遵守の問題として扱う」とすることは、ガイドライン（案）においても矛盾があるためである。

【意見②】

紛争等の影響を受け、固有の事情が存在する地域においては、「高いリスクに応じた人権 DD（……『強化された人権 DD』……）を実施すべきである」としているが、この「強化された人権 DD」の内容について、具体的な説明を加えるべきである。

【理由】

ガイドライン（案）4.1.2.4 の脚注 54 では参考資料が紹介されており、取引先が紛争に関与・貢献していないかという問題意識から企業が行うべきこと等が記載されている。また、ガイドライン（案）4.2.1.3 の脚注 60 では、自社の事業停止や終了を慎重に検討する際には「強化された人権 DD を実施するべき」とある。

以上のように、「強化された人権 DD」を説明する脚注 54 と脚注 60 は明らかに場面が異なることもあり、実務を進めるための情報が不十分すぎるためである。

【該当箇所】

4.1.3.2 深刻度の判断基準

【意見】

人権に対する「負の影響」の深刻度の判断基準について、記載を充実させるべきである。

【理由】

「負の影響」が複数種存在し、ある種の「負の影響」を軽減させると、他種の「負の影響」が増大することがある。その場合に根底には社会の構造的問題があることも多いため、ガイドライン（案）18 頁の表中の基準により、侵害の性質や態様を考慮しつつも救済困難度が高く、企業の取組が限定的となることがあるためである（ガイドライン（案）4.2.3 参照）。

【該当箇所】

4.2.1.3 取引停止

【意見】

取引を継続しつつ是正を求めることが原則的なアクションであり、取引停止が「最終手段」であることは強調されるべきである。

あわせて、是正可能性、侵害の悪質性、法令等のハードロー違反の有無、停止による取引先への影響、取引継続によるレピュテーションへの影響等、どのような考慮要素をもって判断を行うべきか、もう少し幅の広い例示と考慮要素を列挙すべきである。なお、多くの取引基本契約は法令遵守条項を有しており、法令違反は契約解除を構成しうることに留意されたい。

【理由】

取引停止は問題そのものの解決にはつながらないこと、取引先の倒産による負の影響等が想定される。

また、国の関与や社会による構造的な問題が背景にある場合もあり、取引継続・停止の判断が困難な場合は多数存在するが、昨今、人権 DD を含む ESG 行動一般に関して、十分な反論・協議の機会付与や十分な事前期間の予告なくして、取引停止、契約解除等の措置がとられようとする事、またそうした条項を含む契約の締結が交渉力のある当事者から一方的に求められることが見受けられるためである。

しかし、是正が全く見込めない場合や、悪質性の高い人権侵害行為が発覚した場合等、企業として早急な取引停止が（社会的にも）求められるケースもあり、責任ある対応のため、多くの考慮要素があれば円滑な実務に資するためである。

【該当箇所】

4.2.2 紛争等の影響を受ける地域からの「責任ある撤退」

【意見】

「責任ある撤退」といえるために、企業にどこまでの対応が求められるのか明確にすべきである。

また、「責任ある撤退」を検討するための情報は、国の機関等からも積極的に提供されたい。

なお、本項目は「責任ある」という形容詞がついているが、他の項目との違いを明らかにされたい（たとえば、ガイドライン（案）4.2.1.3 でも、取引停止の際には「人権への負の影響の深刻度については考慮されなければならない、……責任ある対応が期待される」との記載がある）。

【理由】

企業としては、ビジネスの観点から、事前にさまざまな可能性に備えて、できる限りの準備をする必要があるとは認識しているが、急激な情勢の悪化という状況において、「強化された人権 DD の実施」等、ガイドライン（案）に記載された事項を実施できない状況になる可能性も想定されるためである。

また、ガイドライン（案）では、企業が、単独で、事前準備をして情報を入手し、適切に判断することを求めているようにも読める。しかし、企業単独で動くだけでは、特に、正確かつ必要十分な情報の入手が困難な場合も想定され、ガイドライン（案）22 頁に「日本政府……等に情報提供や相談の機会を求めることが有用」との記載はあるものの、国の機関等からの積極的な情報提供が不可欠なためである。

そして、「取引停止」と「撤退」の差は、結局は、ステークホルダーに対する影響度合いの差にすぎないように考えられるところ、「撤退」の際の手続を明確にする必要があると考えられるためである。

【該当箇所】

4.3.2 実効性評価の社内プロセスへの組込

【意見】

人権尊重のための実効性評価について、「重要事項は取締役会等に付議・報告する」とあるが、「取締役会等経営陣が参画する会議体」とすべきである。

【理由】

「等」とあるが、たとえば、サステナビリティ委員会等を設けている企業も多いと思われ、人権尊重のための実効性評価の重要事項についての付議・報告は、取締役会に対してだけでなく、経営陣が参画する会議体に対して行うなど、柔軟に対応する方がスピーディで実務的であるためである。

【該当箇所】

4.4.1.1 基本的な情報

【意見】

人権 DD に関する基本的な情報の説明・開示対象の例として、「優先順位付けの基準」が挙げられているが、削除すべきである。

【理由】

「優先順位付けの基準」は概括的なものしかないと思われ、開示する意義が乏しいためである。

【該当箇所】

5. 救済（各論）

Q&A13.

【意見】

自社の事業・製品・サービスが負の影響について「助長」か「直接関連」かを判断する要素（Q&A13.）について、負の影響を直接引き起こした他の企業に対する支配、監督、管理・統制の程度といった事項を追加すべきである。

【理由】

救済に「金銭的補償」等が含まれる以上、Q&A13.にいう「要素」には、これらも民事責任の成否にかかる重要な要素として明示すべきと考えるためである。

また、救済に自ら取り組む必要とその程度は、負の影響が生じた因果関係にもよるはずだが、そもそも因果関係の存在にはこれらの要素が考慮されると考えられるためである。

【該当箇所】

Q&A

【意見】

Q&A は可能なかぎり本文に入れ込むべきである。

【理由】

Q&A には実務対応のための有益な情報があるので、本文と一体の方が理解を助け、円滑な実務に資するためである。